

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	20	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第４条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、１KLにつき１５，０００円（１５円/L）の課税を免除する。 ・特例措置の内容 適用期限を３年間延長する（令和１２年３月３１日まで）。	
関係条文	地方税法附則第１２条の２の７第１項第５号、地方税法施行令附則第１０条の２の２第９項	
減収 見込額	[初年度] －（▲３，９６４） [平年度] －（▲３，９６４） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	(１) 政策目的 国土強靱化等の観点から国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源を中長期的に安定的かつ効率的に確保する (２) 施策の必要性 ・石灰石等鉱物資源は、国内使用量の全てを自給し続けている数少ない資源であり、我が国の社会資本整備に用いられるセメントやコンクリート、鉄鋼等の原材料として供給されている。これまでに阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模自然災害からの復旧・復興やリニア・新幹線等の重要なインフラ整備のために必要となる資源を安定的に供給するなど、国土強靱化を進めるうえで重要な役割を担っている。 ・石灰石等鉱物資源は重量物であり、大型화가適うディーゼルエンジンを搭載した重機を用いて生産（掘削・積込み・運搬等）している。その動力源として軽油が使用されているが、足下では、他に代替できる動力源はなく、転換することはできない。 ・石灰石等掘採事業者を取り巻く経営環境は、足元の中東・ウクライナ情勢に起因したエネルギー・部素材費等の高騰といった外的要因が加わるなど、事業者の自助努力では対処しがたい厳しい状況が続いている。この中で、課税相当分を事業者が負担することになると、事業縮小のみならず、廃業を加速化しかねない。鉱山は製造業等とは異なり、一度廃業すると再開することが難しく、経営半ばで廃業すると、下流産業への影響はもとより、閉山時に必要となる緑化修復等に資金投下されず、各地で残壁崩壊等の災害発生リスクが高まるなど、国民生活を脅かすことも懸念される。 ・多くの産業が原材料としている石灰石等鉱物資源を将来にわたって安定的かつ継続的に確保するという政策目的を実現するには、サプライチェーンの最上流に位置する石灰石等掘採事業者の事業性が確保されることが不可欠である。そのため要件を満たせば広く適用され、採掘原価に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、ほかの政策手段と比較しても有効性が高く、本措置の継続が求められる。	
本要望に対応する 削減案	—	

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																														
政策の達成目標	国土強靱化等の観点から国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源を中長期的に安定的かつ効率的に確保すること																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年度～令和11年度（3年間）																														
同上の期間中の達成目標	石灰石等鉱物資源の国内自給率が100%相当で推移すること																														
政策目標の達成状況	下図は、国内において生産量が多く、公的統計（※1）により数値を可視化できる「石灰石」及び「けい石」について、国内自給率（※2）を推計したところ、石灰石については100%を超える値で推移し、けい石についても100%に近い値で安定的に推移していた。 なお、令和7年度以前は、公的統計による実績値により算出し、令和8年度は、実績値に基づき推計したものである。 ※1：国内生産量を「経済産業省生産動態統計」より、輸入量及び輸出量を「財務省貿易統計」より引用した。 ※2：国内自給率：（国内生産量＋輸出量－輸入量）÷国内生産量 推計自給率 <table><thead><tr><th>年度</th><th>石灰石 (%)</th><th>けい石 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>104.1%</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>103.4%</td><td>98.1%</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>103.8%</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>104.4%</td><td>98.5%</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>105.1%</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>104.8%</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>105.0%</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>105.3%</td><td>98.1%</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>105.6%</td><td>97.9%</td></tr></tbody></table>	年度	石灰石 (%)	けい石 (%)	令和3年度	104.1%	98.7%	令和4年度	103.4%	98.1%	令和5年度	103.8%	98.2%	令和6年度	104.4%	98.5%	令和7年度	105.1%	99.1%	令和8年度	104.8%	98.2%	令和9年度	105.0%	98.2%	令和10年度	105.3%	98.1%	令和11年度	105.6%	97.9%
年度	石灰石 (%)	けい石 (%)																													
令和3年度	104.1%	98.7%																													
令和4年度	103.4%	98.1%																													
令和5年度	103.8%	98.2%																													
令和6年度	104.4%	98.5%																													
令和7年度	105.1%	99.1%																													
令和8年度	104.8%	98.2%																													
令和9年度	105.0%	98.2%																													
令和10年度	105.3%	98.1%																													
令和11年度	105.6%	97.9%																													

有効性

要望の措置の 適用見込み	<table><tr><th>年度 区分</th><th>適用数 (鉱山)</th><th>使用量 (万 kL)</th><th>減収額 (百万円)</th></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>262</td><td>11. 7</td><td>3, 760</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>262 (見込)</td><td>11. 1</td><td>1, 660</td></tr></table>	年度 区分	適用数 (鉱山)	使用量 (万 kL)	減収額 (百万円)	令和 7 年度	262	11. 7	3, 760	令和 8 年度	262 (見込)	11. 1	1, 660
	年度 区分	適用数 (鉱山)	使用量 (万 kL)	減収額 (百万円)									
	令和 7 年度	262	11. 7	3, 760									
	令和 8 年度	262 (見込)	11. 1	1, 660									
※「石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査」による。													
適用数は対象となる鉱山数を計上（令和 8 年度は令和 7 年度と同数を見込む。）。使用量は免税軽油の使用量を計上（これまでの使用実績に基づく推計）。減収額は、使用量に税率を乗じて算出（令和 7 年度は 32. 1 円／L、令和 8 年度は 15 円／L）。													

相当性

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	石灰石等掘採事業者の経営安定化のために、コスト負担が低減されること
当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
予算上の措置等の要求内容	—

		及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	補助金や低利融資といったその他の政策手段は、資金繰りの改善に一定の効果が期待されるものの、燃料費という恒常的に生じる事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に対し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があり、広く掘採事業者が活用できることから、他の手段と比較しても妥当性が高い。

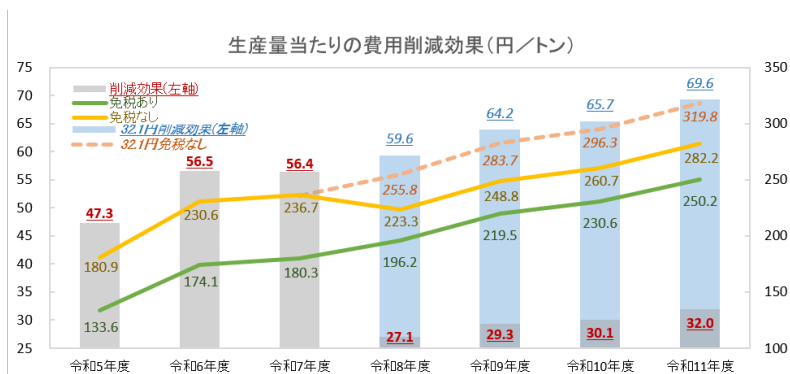
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<table><tr><th>年度 区分</th><th>適用数 (鉱山)</th><th>使用量 (万 kL)</th><th>減収額 (百万円)</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>273</td><td>14.2</td><td>4,556</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>271</td><td>13.6</td><td>4,377</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>266</td><td>12.9</td><td>4,147</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>263</td><td>12.3</td><td>3,964</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>262</td><td>11.7</td><td>3,760</td></tr></table> ※「石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査」による。適用数は対象となる鉱山数を計上。使用量は免税軽油の使用量を計上（令和7年度の使用量はこれまでの使用実績に基づく推計）。減収額は、使用量に税率 32.1 円/L を乗じて算出。	年度 区分	適用数 (鉱山)	使用量 (万 kL)	減収額 (百万円)	令和3年度	273	14.2	4,556	令和4年度	271	13.6	4,377	令和5年度	266	12.9	4,147	令和6年度	263	12.3	3,964	令和7年度	262	11.7	3,760
	年度 区分	適用数 (鉱山)	使用量 (万 kL)	減収額 (百万円)																						
	令和3年度	273	14.2	4,556																						
	令和4年度	271	13.6	4,377																						
	令和5年度	266	12.9	4,147																						
	令和6年度	263	12.3	3,964																						
令和7年度	262	11.7	3,760																							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																									
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	補助金や低利融資といったその他の政策手段は、資金繰りの改善に一定の効果が期待されるものの、燃料費という恒常的に生じる事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に対し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があり、広く掘採事業者が活用できることから、他の手段と比較しても有効性が高い。																									
前回要望時の達成目標	国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。																									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上掲のとおり前回の目標を達成している。																									
これまでの要望経緯	・ 昭和 31 年度（創設） ・ 平成 21 年度 道路特定財源から一般財源へ改められたことに伴い、課税免除措置を 3 年間延長。以降、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度、令和 3 年度及び令和 6 年度に課税免除措置を 3 年間延長。																									

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）

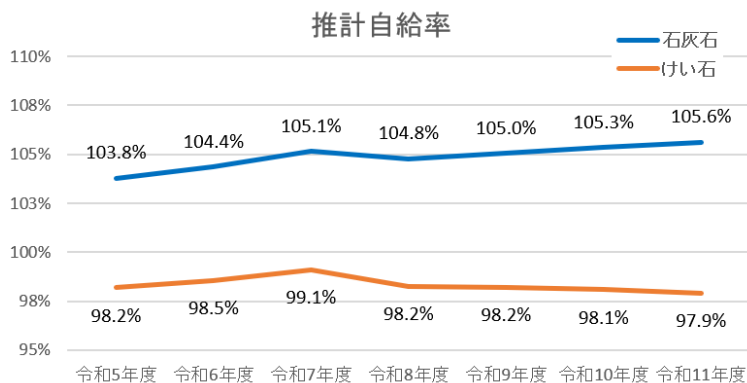
○短期アウトカム

軽油引取税の課税免除の特例措置を受けることによる燃料コストの削減効果について、単位生産量当たりのコスト削減額（円/L）を指標として検証したところ、令和6年度は56.5円/Lとなり、前年度（47.3円/L）の水準以上の効果を得ていた（下図灰色棒グラフ）。事業者ヒアリングにより得た免税軽油使用量に基づき、令和7年度以降の燃料コストの削減効果を推計したところ、いずれも高い水準で推移していた（下図青色棒グラフ。税率は過去の実績値と比較するために32.1円/Lを採用。）。



○中長期アウトカムについて

短期アウトカムを受けて、石灰石等鉱物資源が引き続き安定的に供給されることを中長期アウトカムと据えて、国内自給率を指標として検証した。国内生産量が多く、公的統計により数値を可視化できる石灰石及びけい石について中長期の国内自給率を推計したところ、石灰石は100%を超える値で推移し、けい石も100%に近い値で安定的に供給できることが分かった。



石灰石等鉱物資源を継続して安定供給するためには、掘採事業者の経営安定化が不可欠であり、重機の稼働に不可欠な軽油使用に対し課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減でき、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果がある軽油引取税の課税免除措置が必要不可欠である。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性